

「安全センターの最近の取り組み」

I. Webサイト「消防交流広場」

消防用設備等

II. 経年劣化等に対応した点検方法等の検討

III. 通路型緩衝帯のシステム評価

IV. 消防防災研究助成金交付事業



(C)City of Osaka

一般財団法人 日本消防設備安全センター
専務理事 木原 正則



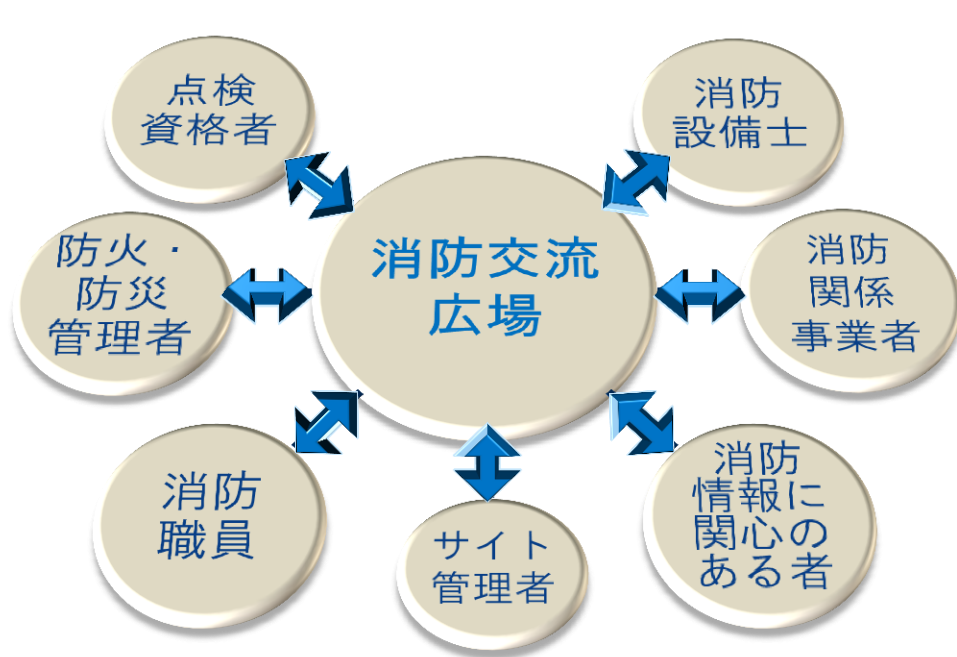


www.fesc119.net

Webサイト

消防交流広場とは？

消防関係の業務に携わる方々に対し、安全センターから有益な情報を提供するとともに、消防に係る情報の共有や意見交換が行われることを目的とした会員制Webサイトです。



官と民を繋ぐ架け橋



消防交流広場のイメージは？

トップページでは、各コンテンツをアイコンで表示し、最新のスレッドやニュース等を掲示しています。

トップページ（パソコンの画面）



トップページ（スマートフォンの画面）



各キャリアに対応

※ 画面の横幅に合わせ伸縮します。

消防交流広場の会員区分 & 料金体系

料金は年会費制（更新時請求書送付）

支払方法 → 有料会員は、「クレジット決済」

→ 団体会員は、「銀行振込」または「コンビニ払込」

年会費

有料会員



年会費：3,000円(税別)

団体会員



ご入会人数	年会費(税別)
1～9人の場合	3,000円×人数
10～19人の場合	2,900円×人数
20～29人の場合	2,800円×人数
30人を超える場合	2,700円×人数

※ 入会または更新時における1回の申込時の人数に応じ料金を設定

年会費無料

無料会員



コンテンツの
一部を利用可能

→無料会員の閲覧エリア

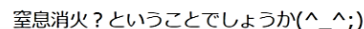
利用可能なコンテンツ

- ◇ 様式・リーフレットDL
- ◇ 検討会報告書
- ◇ 事例研究・アンケート

一覧のみ閲覧可能なコンテンツ

- ◆ 交流掲示板
- ◆ 消防関連Q & A
- ◆ 通知
- ◆ 月刊フェスク
- ◆ 広場からのお知らせ etc.

スプリンクラー、樹脂製消火器、時事的な話題等消防に関する様々な情報を交換するためのツールとして利用できます。



「交流掲示板」

投稿例

ハンドルネーム「本防災」さんが、新製品の情報を投稿すると…!?



能美防災中小規模向けスプリンクラー

投稿者：本防災 | 投稿日時：2017/01/09 16:45:26

以前フェスクにも記載されましたが、能美防災さんの閉鎖式ヘッドを使ったグループホーム、病院向けのパッケージ型スプリンクラーシステムがホームページの方でも公開された様です。

https://www.nohmi.co.jp/product/gh/product/fire_extinguishing/splash_a/index.html#sprinkler

従来のパッケージ型と違い感知器が必要ないのが最大の特徴です。

補助加圧ポンプが必要なので値段はしそうですが…この辺一斉開放弁を付けた場合とのボーダラインがどの程度になるか。

一斉開放弁がない為、従来のパッケージ型に比べて点検の手間も減ります。

本音モリタ宮田さんの全ての一斉開放弁動作点検するの結構手間なのでよね。



「たこやき」さんの投稿(抜粋)



返信者：たこやき | 返信日時：2017/01/12 10:54:47

能美防災さんのシステムとモリタ宮田工業さんのシステムは全く違うので物件に適した方を選択すれば良いと思います。

違いは山ほど有るので此处では書ききれませんが、質問文に出ている内容に関してコメントさせていただきます。

①能美防災さんのシステムは感知器が無いので点検が楽なのは確かですが、一般スプリンクラー設備同様に感熱部の作動試験が出来ないので作動するかどうかは実火災が起こらないと判りません。

②補助加圧ポンプは必要ですが設備全体の価格から見ると僅かであり、費用的問題は少しは無いと思います。

問題は補助加圧ポンプに給排水設備が必要な事と思います。新築や屋外型ならまだしも既存の屋内型の場合は補助加圧ポンプの設置場所と給排水設備に悩むと思います。

③一斉開放弁を付ける意味がよく判りませんが、今回システムで新しく出来た感熱開放ヘッドが一斉開放弁の働きをしています。

④「モリタ宮田さんの一斉開放弁」とは選択弁の事かと思いますが、確かに点検作業の中で一番時間を要するのが選択弁作動＝感知器作動試験かと思いますが。時間は掛かりますが、前項①に示した様に熱で作動する事の確認が出来ます。

これだけでは判断が難しいかと思いますがご参考にして下さい。

選択弁の点検は点検口を開けなくても受信盤にて全開した事の確認可能です。

手間が掛かるのは感知器の作動試験で定温式を作動させるのに時間が掛かります。

一度感知器の作動確認が取れた後に選択弁の確認をするので有れば、受信盤の感知器端子をジャンプさせることで可能です。

システムが全く違うので補助加圧ポンプや選択弁だけで総額の比較は出来ませんが、能美防災さんのシステムは13㎡タイプで、モリタ宮田工業さんのシステムは21㎡タイプになります。

感熱開放ヘッドと選択弁の単体価格から判りませんが、同じ面積に施工したら感熱開放ヘッドは選択弁の2倍位必要になるのでは無いかと思われます。

「消防関連Q&A」

消防用設備等に関する質問や質問に対する回答を投稿するもの

消防用設備等に関する疑問を解決するツールとして利用します。

↑ 消防関連Q&A

質問する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリー一覧

カテゴリー

フィルター

並べ替え

最新の投稿

検索キーワード

検索

自火報感知器の設置不要場所について

質問者：だいすけ | 質問日時：2016/10/06 18:50:03 | カテゴリー：消防職員向け

3票

2件

ベストアンサー

いいね

回答締切

病院の増築に伴う消防用設備等の設置単位について

質問者：TRIBE11 | 質問日時：2016/09/21 09:47:34 | カテゴリー：消防職員向け

0票

2件

なし

回答期限

いいね

回答する

Q

食品工場で特殊消火としてハロンを設置しています。この工場は食品製造の他に人工光型植物栽培で二酸化炭素を使用し植物の成長を促しています。この二酸化炭素のボンベをハロンのボンベ庫室内に併設できないか？との質問を業者からいただきました。みなさまの消防ではどのような見解をしているか意見をお聞かせください。

A

ガス系消火設備のガス貯蔵容器に関しては、令第16条（第17条）および規則第19条（第20条）にしたがって設置し、また他用途で使用するガスボンベも高圧ガス保安法の規制のもとに設置されていれば法令上特に問題があるものではありませんが、メンテナンス等で誤って消火用のガス容器を操作されることがないように、十分な安全対策が施されている必要はあると考えます。

Q. 交流掲示板との違いは？

A. 回答期限を設けたり、質問投稿者がベストアンサーを選ぶことができます。

「消防関連Q&A」

投稿例



用途変更の特例に関する質問が「まつ」さんから投稿されました。



用途変更の特例について

質問者：まつ | 質問日時：2016/05/24 20:01:48

Q

防火対象物の用途が変更されたことにより、従前の消防設備の対応では、法令基準に適合しなくなった場合、建物用途等一定の条件を満たせば、法第17条の3第1項の規定により、用途変更の特例を適用することになりますが、当該特例の適用要件等について考え方をご教示ください。

<設問1>

複合用途防火対象物が、以下のように使用実態を変更した場合、
“用途が変更したもの”として取り扱い、用途変更の特例を適用することは適当か。

【変更前】棟用途：（16）項口600㎡（令9用途面積：（5）項口400㎡、（15）項200㎡）

【変更後】棟用途：（5）項口600㎡（単項）

※ 設問1のポイント

上記ケースでは、棟全体で用途変更となるが、例えば、自火報の適用に限った場合、法第17条に基づく設備規制は、変更前の非特定複合用途防火対象物に令9条が作用し、（5）項口部分400㎡が設置基準に満たないため自火報は不要であった。また、変更後の設備規制も、引き続き（5）項口600㎡が規制の対象となることから、（5）項口は用途の消失がなく、法令規制の観点からは、新たな用途は生じていないもの（用途変更していないもの）として捉えることは適切でないか。

<設問2>

前記用途変更のように、物理的な床面積の増加は認められないが、用途変更に伴って設備規制上の基準面積が増加し、その増加の値が従前の基準面積の2分の1以上となった場合、法第17条の3第2項第2号に定める『用途変更後の増築等』には該当しないか。

この質問に対して...!?

「消防関連Q&A」

投稿例



「ナベ」さんの回答は...!?



回答者：ナベ | 回答日時：2016-05-26 18:51:57

昭和59年7月14日付け消防予第111号の予防救急課長通知「用途変更に伴う消防用設備等の設置について」において、次のような記載がありました。

Q.

1、2階が事務所、3階から7階が共同住宅の(16)項口の防火対象物で共同住宅部分の延べ面積は500㎡で自動火災報知設備が設置されている。

昭和58年9月に2階事務所部分100㎡を共同住宅に用途を変更したとき、法第17条の3第1項の規定の適用により用途変更後の2階共同住宅部分の自動火災報知設備の設置は必要がないと解してよいか。

A.

お見込みのとおり。

この質疑によると、「用途変更した部分」で規定の適用を判断することみたいですね。勉強になりました。



「ysn」さんの回答は...!?



回答者：ysn | 回答日時：2016-05-26 19:11:38

設問1 適用できる。

→ 15項の部分は5項口に変更されているため。

適用について、既存の他の部分と同じ用途になったか否かは関係ないと思います。

設問2 該当しない。

→ 法第17条の3第2項第2号の「増築等」は、政令第34条の2および第34条の3で定められているとおり。

通知を示した回答例もありました。

「通知・報告書等の閲覧」

通知(昭和38年～平成13年)を閲覧できます。



消防庁予防課が発出した古い通知を検索し、閲覧できます。

Q&Aで紹介された昭和59年7月14日 消防予第111号通知を探してみると...!!

法令・通知
報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

消防庁報告書

その他

並べ替え 日付(新着順)

昭和59 7月14日

検索

「昭和59 7月14日」で検索

✓ 予防行政事務の取扱いについて 1984-07-14

消防予第113号昭和59年7月14日 長崎県総務部長 殿 消防庁予防救急課長 予防行政事務の取扱いについて〔昭和59年10月17日消防予第146号「8」〕 問 標記について、下記のとおり疑義が生じたので御教示願います。 記 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定等について(1) 消防法施行令第13条第1項の表中「自動車の修理又は整備の用に供される部分」の床面積とは次図の場合、算定をいかにすべきか。(ア)...

✓ 用途変更に伴う消防用設備等の設置について 1984-07-14

消防予第111号昭和59年7月14日 石川県総務部長 殿 消防庁予防救急課長 用途変更に伴う消防用設備等の設置について〔昭和59年10月17日消防予第146号「6」〕 問 標記の件について、下記のとおり金沢市消防長から照会があつたので、送付しますから御回答下さるようお願いいたします。 記 1...

古い通知を参考にできます。

用途変更に伴う消防用設備等の設置について

石川県総務部長 殿

消防庁予防救急課長

用途変更に伴う消防用設備等の設置について

〔昭和59年10月17日消防予第146号「6」〕

問 標記の件について、下記のとおり金沢市消防長から照会があつたので、送付しますから御回答下さるようお願いいたします。

記

1 昭和35年に建築された木造2階建て2階飲食店350㎡、店舗350㎡、2階事務所700㎡の防火対象物のうち、昭和58年9月に2階部分を共同住宅に用途を変更した。この場合用途変更後の2階共同住宅部分は昭和48年6月1日法律第64号附則第4項の規定の適用により、昭和52年4月1日以後は法第17条の3第1項の規定が適用されないことから屋内消火栓設備の設置が必要であると解してよいのか。

事務所	700㎡	2階	共同住宅	700㎡	
飲食店	350㎡	1階	飲食店	350㎡	1階
店	350㎡		店	350㎡	

昭和35年建築

昭和58年9月

2 前1の防火対象物が昭和55年に建築され、昭和58年9月に用途変更した場合は、2階共同住宅部分の屋内消火栓設備の設置の要否について下記(1)(2)のいずれに解してよいのか。
(1) 法第17条の3第2項第4号の規定により用途変更後の用途が特定防火対象物(18)項イであり屋内消火栓設備の設置が必要である。
(2) 令第9条の規定により用途変更部分の用途変更後の用途が共同住宅であるので、法第17条の3第1項の規定が適用され屋内消火栓設備の設置は必要でない。
昭和58年9月に2階事務所部分100㎡を共同住宅に用途を変更したとき、法第17条の3第1項の規定の適用により用途変更後の2階共同住宅部分の自動火災報知設備の設置は必要ないと解してよいのか。

共同住宅	7階	共同住宅	7階
共同住宅	6階	共同住宅	6階
共同住宅	5階	共同住宅	5階
共同住宅	4階	共同住宅	4階
共同住宅	3階	共同住宅	3階
事務所	2階	共同住宅	2階
事務所	1階	事務所	1階

昭和58年9月

答 1 消防法第17条の3第2項第4号の規定により、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
2 1により承知されたい。
3 お見込みのとおり。

「通知・報告書等の閲覧」

消防庁や安全センター等で作成された報告書を閲覧できます。



消防庁や安全センター等で作成された報告書を閲覧できます。

「緩衝帯を有する接続部の評価方法」の報告書は・・・

**法令・通知
報告書**

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

報告書

報告書

安全センター

ハロン(消防環境ネットワーク)

消防庁(1975～2000年)

消防庁(2001～2011年)

報告書

安全センター

緩衝帯を有する接続部の評価方法 2015.3

IP電話回線網に接続する火災通報装置の基準検討報告書

緩衝帯を有する接続部の評価方法 2015.3

近年の大規模・複雑化した建築物や地下街等と一体となった建築物は、昭和50年28号通知の「渡り廊下」等と見なされる施工方法とは異なる接続により駅舎などの既存建築物と一体をなす事。この接続部により、火災時の影響が建築物相互に及ぼさな担保させ、「渡り廊下等の基準」と同等の安全性を確保として、「緩衝帯を有する接続部の評価方法」を策定した。

緩衝帯を有する接続部の評価方法

緩衝帯を有する接続部の評価方法

→大規模防火対象物の防火安全性の確保に資する→

2015年 3月

～消防庁長官、日本消防協会会長、国土交通大臣、大規模防火対象物の防火安全性の確保に資する→

PDF化された過去の月刊フェスクを閲覧ができます。

- ① 月刊フェスクの主な記事が閲覧できます。
- ② 点検結果報告書、点検票等の法令様式がダウンロードできます。
- ③ 消防法の普及啓発に用いるリーフレット等がダウンロードできます。

検索キーワード 検索

月刊フェスク

4. 防火対象物点検・防災管理点検・表示マーク

区分	様式	ファイル名	
防火点検	様式1	防火対象物点検結果報告書	Word
防火点検	様式2の1～5	防火対象物点検票（その1～5）	Word
防火点検	様式2の6～8 ※	防火対象物点検票（その6～8）	Word
防災管理点検	様式1	防災管理点検結果報告書	Word
防災管理点検	様式2（その1～3）	防災管理点検票	Word
表示マーク	様式1	表示マーク交付(更新)申請書	Word
表示マーク	様式4		Word
表示マーク	様式6		Word

※「様式2の6～8」は、消防庁がひな型として作成したものであり、各消防本部により異なる場合があります。

ホテル・旅館等に対する「表示制度」

ホテル・旅館等に対する「表示制度」が開始されます。消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」が開始されます。
(平成26年4月1日から受付・審査)

3年経過後表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年)が交付されます。

リーフレットなどのダウンロード

2015年9月より、月刊フェスクの記事(一部)の掲載時期を早めました。

※ 毎月第5営業日までに早めました。

例) 2016年9月号の例：8月25日発行 → 9月7日までに消防交流広場へ掲載

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。

最新情報の発信（消防のうごき・消防用設備のうごき）
消防庁が主催する検討会・WG等の情報を発信するもの

「消防用
(2016/0

「消防用設備等

消防庁予防課
配布資料の

「第2回 消
議事次第

資料2-1

資料2-2

資料2-3

資料2-4

資料2-5

参考資料2-1

参考資料2-2

参考資料2-3

参考資料2-4

参考資料2-5

参考資料2-6

参考資料2-7

※ 資料2-3は

第1回 外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方に関する検討部会 概要 事務局：消防庁予防課

- 日時**
平成 28 年 10 月 14 日（金） 10 時 00 分～11 時 55 分
- 場所**
主婦会館プラザエフ 7F 「カトレア」
- 開会**
鈴木予防課長より、外国人来訪者が増加(昨年比 25%増)しているという現状を踏まえ、最新の ICT 技術を活用した避難誘導のあり方について検討を行い、ガイドラインを作成したいと考えているので、皆様のお力をお借りしたいという旨の挨拶があった。
- 委員及び事務局紹介**
事務局より、委員及び事務局の紹介があった。
- 部会長の互選及び副部会長の指名**
互選により小林委員を部会長とし、小林部会長の指名により、野村委員を副部会長とした。
- 議事**
 - 外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導の現状と課題について
事務局より、本検討部会で検討する対象施設については、2 来訪者等の利用が想定される施設を優先的に検討するため、(テルとしたいとの説明があった。
また、運輸業や警備業を行う委員、競技場、空港、ホテル等に配慮した防火安全対策の事例について、下記の様な説明があった。
ア 災害時にデジタルサイネージで 4 カ国語の表示を行って
イ 4 カ国語翻訳できる拡声器を設置して対応している。
ウ 短時間で避難を完了できる様にデジタルサイネージの利
エ 防災センターに外国語を話せる者を配置している。
ウ 外国語を話せるスタッフが少ないため、4 カ国語に対応
以上の様に、先進的な取り組みを行っている施設は一部あ
などの情報は日本語音声によるものが主流であるため、日本

- ① 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持につ
ア SP設備の耐震化
・天井が落下しても支障のない措置
・天井が落下しないケース(特定天井)での配管等措置
イ 消防無線の設置
・特定用途の一定規模の地下に設置する方法で検討
ウ 自家発電・消火ポンプ等の省エネ点検

広場からのお知らせ

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

アンケート

消防のうごき

消防用設備のうごき

重要事項一覧

ニュース一覧

平成 28 年 10 月 13 日

「第3回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」概要

平成 28 年 10 月 11 日に「第3回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会
(事務局：消防庁予防課)」が開催されました。

1 検討部会の構成（敬称略）

検討会

教授)
()
ン協会)
ビス部長)
会長)

「第3回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について(2016/10/11)
「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について(2016/03/25)
ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 講演資料③(2015/12/15)
ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 講演資料②(2015/12/15)
ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 講演資料①(2015/12/15)

消防のうごき

最近における予防行政の動向について(消防庁予防課) (2016/11/02)

第1回 外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方に関する検討部会 概要(2016/10/14)

「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について(2016/10/11)

「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について(2016/03/25)

ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 講演資料③(2015/12/15)

ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 講演資料②(2015/12/15)

ハロン消火剤と予防行政に関する研修会 講演資料①(2015/12/15)

後検討すること

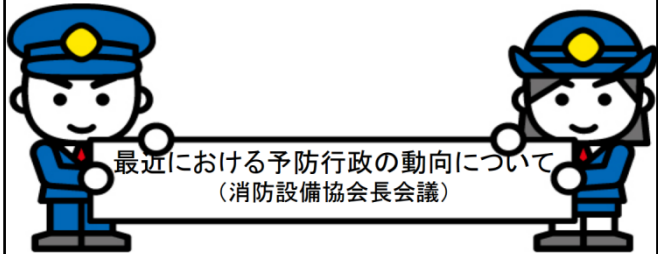
「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報を掲載



その他

講演会やセミナーなどに使用した配布資料を掲載



最近における予防行政の動向について
(消防設備協会会長会議)

平成28年11月2日
消 防 庁 予 防 課
設備専門官 伊藤要

検査報告制度関連について

した火災通報装置に係る規則改正等について
(平成28年2月24日公布)
消防設備の告示改正について

パッケージ型自動消火設備の告示改正

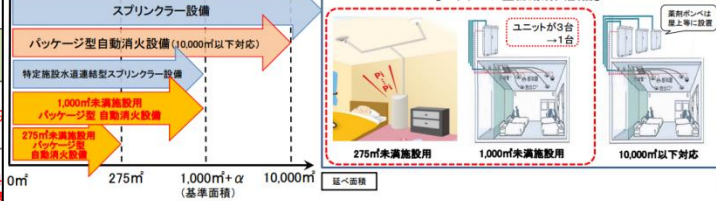
人的小規模な施設で重大な人的被害を伴う火災が相次いで発生したことを踏まえ、消防法施行令
 により避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必
 要な・病院については、原則として面積にかかわらずスプリングロープ設備の設置が義務付け
 られ、平成27年4月1日施行。有床診療所・病院は平成28年4月1日施行。ともに経過措置あり）
 ②、自力避難困難性の高い小規模施設について、特定施設水道連結型スプリングロープ設備の設置
 上大

施設(延べ面積1,000㎡未満) → 社会福祉施設、有床診療所・病院等(基準面積1,000㎡未満)
 内に導入しない部分 → 手術室・レントゲン室等の医療施設特有のヘッド免除部分で、一定の防火措置が講じられている部分

小規模施設に対応したバリエーション型自動消火設備の設置を可能とするため、必要な技術上の基準(8年1月29日公布・施行)

適用施設: 各消火区画に対する構造等は従前のものと同様で、消火薬容器数等のユニット数を3から1にしたもの
 適用施設: 小規模施設の特性に対応した消火性能を有し、居室単位での簡易な工事で設置が可能なもの

・【パッケージ型自動消火設備】



配管の摩擦損失計算の基準の見直しについて

改正案

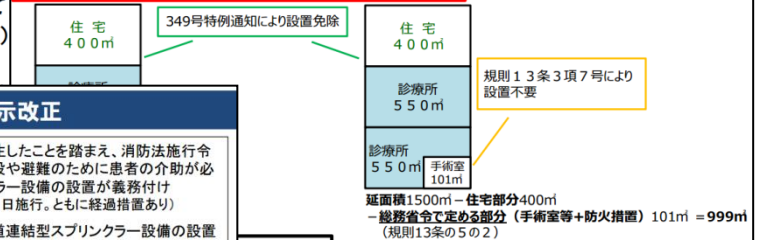
	現行 $C = 130$ 
ステンレス鋼鋼管の摩擦損失の計算式	$H_n = 1.0 \frac{Qk^{1.85}}{Dk^{4.87}} \left(\frac{l'k + l''k}{100} \right) \quad H_n = 0.9$
ステンレス鋼鋼管の管継手・バルブ類の等価管長	$C = 130$により計算した値を 別表第4～別表第7に規定 $C = 140$ 別表第

流量係数が大きくなることにより、配管部分における圧力損失が小さくなることから、加圧送水装置をより簡素なものとしたり、配管の口径をより小さくしたりすることができる可能性がある。

※ また併せて、JISG3448に記した管継手が新たにJISB2309で定められ、消防法施行規則の改正によりJISB2309を消防設備の配管の管継手として使用できるようになったことに伴い、JISB2309に係る等価管長の値を別表第4に追加。

一般住宅と診療所等が混在する防火対象物のスプリンクラー設備の取扱い

水道連結スプリンクラー設備OK・屋内消火栓不要（耐火構造等に限る。）（平成27年10月20日付け消防予第434号）



室内消火栓必要

特例通知により設置免除

条3項1号により設置不要

条3項7号により設置不要

住宅部分400㎡
める部分（手術室等）51㎡ = 1049㎡

- 規則13条3項7号、8号は防火措置されていれば総務省令で定める部分として基準面積から除外可能(規則13条の5の2)
- 同項7号、8号以外はヘッダの設置が不要でも**基準面積から除外する**ことはできない

配布資料

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター

企画研究部 安野・佐藤

E-mail kikaku119@fesc.or.jp

電話 03-3501-7910

「無料会員」の登録方法

※ 有料会員になられる方も、無料会員登録が必要となります。

◎ Webサイト内で会員登録を行いますので、消防交流広場にアクセスしてください。

<https://www.fesc119.net/>

1. TOPページ(最上段)から入会手続きとなります。

個人で入会される方は、
こちらからアクセス
(**無料**・有料会員向け)

会社等の団体で入会される
方は、こちらからアクセス
(**団体**会員向け)

 消防交流広場

[ログイン](#) [新規個人会員お申し込み](#) [新規団体お申し込み](#) [ご利用ガイド](#) [お問い合わせ](#)

[交流掲示板](#) [事例研究](#) [消防関連Q&A](#) [設備士試験対策](#) [法令・通知・報告書](#) [広場からのお知らせ](#) [月刊フェスク・様式ダウンロード](#)

[ホーム](#) /



さくら咲く季節になりました。
交流の場に参加してみませんか

皆様の入会を
心よりお待ちしております

交流掲示板

NEW THREAD

ニッタン2 波長式光電式スポット型感知器について
ニッタンの2 波長式光電式スポット型...

事例研究

NEW CASE STUDY

事例研究 第3弾
事例研究 第2弾

消防関連Q&A

PICK UP

スプリンクラー設備の自動通報設備につ

設備士試験対策

PICK UP

消防設備士 甲種第4類及び乙種第4類

「無料会員」の登録方法

2. 利用規約の確認です。

ホーム / 新規会員登録 / 利用規約への同意

新規会員登録

利用規約への同意

お客様情報のご入力

ご入力内容の確認

仮登録完了

本登録完了

利用規約への同意 (無料会員登録の方もご確認の上、同意願います)

本サービスのご利用

一般財団法人日本消防設備安全センター(以下、「FESC」)が運営するWebサイト「消防交流広場」(以下、「本サイト」)の利用規約を次のとおり定める。

第1条 (利用規約の適用)

1 FESCは、本サイトの利用規約を定め、利用規約に基づき本サイトにおけるサービス(以下、「本サービス」)を提供する。

2 本サービスを利用する者は、利用規約に同意したものとみなされる。

第2条 (利用規約の変更)

1 FESCは、相当の事由があると判断した場合には、利用者の事前の承諾を得ることなく、本サイトの利用規約を変更することができる。この場合、本サービスの内容、本サイトの利用料金その他の事項は、変更後の利用規約による。

2 変更後の利用規約は本サイト上に表示した時点より効力を生じるものとする。FESCが別途定めた場合は除く。

☒ 同意する ☐ 同意しない

3. メールアドレス等のプロフィールを入力し、確認ボタンをクリックします。

ホーム / 新規会員登録 / お客様情報のご入力

新規会員登録

利用規約への同意

お客様情報のご入力

ご入力内容の確認

仮登録完了

本登録完了

お客様情報のご入力 (無料会員登録の方もご入力が必要となります)

必須 メールアドレス メールアドレスを正確に入力してください。
※非公開です。

必須 メールアドレスを確認 再度メールアドレスを正確に入力してください。
必ずパソコンで受信できるメールアドレスを登録してください。携帯電話のメールアドレスでは登録できません。ご了承下さい。

必須 氏名 お名前を入力してください。
例：山田太郎、佐藤花子

※姓と名を区別して入力してください。
※非公開です。

クーポン番号 お手持ちのクーポン番号を正確に入力してください。
※持っている方のみ入力してください。
※非公開です。

☒ 確認する

※ パスワードは、大文字小文字も判別します。

※ 必須項目の入力に抜け漏れがあった場合、再入力を求めます。

※ 【登録するメールアドレスについて】

入会時に、URL付きのメールを配信しますので、迷惑メールをブロックする受信設定をしている方は、システム(kikaku119@fesc.or.jp)からの配信メールを受信できるように設定して下さい。



「無料会員」の登録方法

4. 入力内容を確認して登録を確定させて下さい。

ホーム / 新規会員登録 / ご入力内容の確認

新規会員登録

利用規約への同意

お客様情報のご入力

ご入力内容の確認

仮登録完了

本登録完了

ご入力内容の確認

ご入力内容をご確認ください。間違いがあれば【登録する】をクリックしてください。
修正などがある場合は【前ページに戻る】から戻って修正してください。

メールアドレス	xxxxxx@fesc.ne.jp
氏名	酒粕又池広嶋
表示名（ハンドル）	テスト用
生年月日	1925/01/01
パスワード	*****
クーポン番号	

前ページに戻る

確認画面で、入力内容に間違いがないか
最終チェックをして下さい。
間違いがなければ「登録する」をクリック

※ メールアドレスの間違いや受信拒否設定がかかっているとこれから先の登録作業ができません。

※ パスワードの登録内容は、システム管理側では確認できません。
忘れた場合は、登録された生年月日を確認した上で新たなパスワードに変更できるようにしております。



5. 登録したメールアドレスに向け、システムから確認メールが配信されますので、届いたメールのURLをクリックし、本登録を行ってください。



メール内の**URLをクリック**すると無料会員への登録が完了します。

※ 配信されたメールに24時間以内にアクセスしないと登録は無効となります。



以上で、無料会員の登録終了です。

※ 本登録完了のメールが配信されますのでご確認願います。

「有料会員」の登録方法

全てのサービスのご利用を希望される方は、有料会員登録が必要です。

※ ネット上でクレジットカード決済ができます。(年会費：3,240円/人)

1. 無料会員登録を完了させ、TOPページ(最上段)よりログインしてください。

消防交流広場

ログイン 新規個人会員申し込み 新規団体申し込み ご利用ガイド お問い合わせ

交流掲示板 事例研究 消防関連Q&A 設備士試験対策 法令・通知・報告書 広場からのお知らせ 月刊フェスク・様式ダウンロード

ホーム / ログイン

個人ログイン
(すでに登録済みの方)

ユーザーID(登録メールアドレス)
登録メールアドレス

パスワード
パスワードは6桁以上の英数字

☐ パスワードを記憶する

ログイン

登録したID(メールアドレス)とパスワードを入力し、「**ログイン**」をクリック

パスワードを忘れた方はこちら
メールアドレス・パスワード等の変更

ご利用ガイド Q&A

※ ユーザーIDは、会員登録時に入力したメールアドレスです。

※ パスワードは大文字小文字も認識します。

※ パスワードを忘れた方は、「ログイン」の下にある「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。



2. マイページ内の「お支払い手続き」にアクセスして下さい。

マイページ
表示名: 業務委託承ります
会員登録日: 2015年04月07日
会員種別: 無料会員

ダッシュボード

- プロフィール
- パスワード変更
- お支払い手続き**
- お支払い履歴
- 投稿履歴

プロフィール: 登録情報の確認・変更、プロフィール画像変更、クーポン番号の登録など。

パスワード変更: 情報セキュリティのため、定期的(3ヶ月目安)に変更がオススメです。

お支払い手続き: 有料会員のお支払い手続きはこちらからどうぞ。

お支払い履歴: お支払の履歴

投稿履歴: これまでにログインして投稿された履歴・返信一覧

「有料会員」の登録方法

3. クレジットカード番号等を入力してください。

ホーム / マイページ / お支払い情報



マイページ

表示名: 業務委託承ります

会員登録日: 2015年04月07日
会員種別: 無料会員

ダッシュボード

プロフィール

パスワード変更

お支払い手続き

お支払い履歴

投稿履歴

会員お問い合わせ

退会

サイトQ&A

ログアウト

お支払い手続き

お支払いができない場合は、お問合せください。

お支払可能なクレジットカードの種類は以下の通りです。



※ ご利用可能なクレジットカードは、VISA/Master Card/JCB/American Express /Diners Club の5種類です。



クレジットカードで支払う

商品名 消防交流広場 個人 年会費 有効期限

年会費 3,000円(税抜)

クレジットカード番号

 - - -

お支払いに使うクレジットカード番号を入力してください。

クレジットカード名義

クレジットカード名義を入力してください。

有効期限

月 西暦

お支払回数

1回 * お支払回数は1回のみです。

カード番号・名義・有効期限を入力し、
「確認」をクリック

確認

「有料会員」の登録方法

4. 入力内容を確認してカード決済を確定させて下さい。



The screenshot shows a payment confirmation interface. On the left, there is a yellow button labeled 'ログアウト'. In the center, the text 'お支払回数' (Number of payments) is followed by '1回 * お支払回数は1回のみです。' (1 time * The number of payments is only 1 time). At the bottom, there are two buttons: a blue one labeled '前ページに戻る' (Return to previous page) and a red one labeled '今すぐ支払う' (Pay now).

カード番号・名義・有効期限を確認し、登録してよろしければ「**今すぐ支払う**」をクリック

以上で、有料会員の登録終了です。

※ 有料会員登録が完了しますとメールが配信されますのでご確認願います。

有料会員に関するよくある質問

Q. 自動的に更新されてしまうのですか？

A. いいえ。更新手続きを行わない限り更新されません。

※ 更新されない場合、無料会員に変更となります。

Q. 更新手続きはどうするの？

A. 期限がきる1月前にお知らせメールを配信しますので、メール内のURLからアクセスし、クレジットカード決済を行ってください。

Q. 有効期間はいつまで？

A. 決済日から1年後の月末までとなります。

例) 2015年3月3日に決済 ⇒ 2016年3月31日まで有効

「団体会員」について

会社などでまとめて入会したい方は、団体会員をお勧めします。

「団体会員」の特徴

- ⇒ 100名以下の登録を一括で申し込みます。
- ⇒ 決済方法が、銀行振込かコンビニ払込を選べます。
- ⇒ 郵送で払込票が届くので、請求書や領収書が利用できます。
- ⇒ 登録や更新手続き、メンバー登録・変更は、団体の契約者がまとめてできます。

登録方法は、サイト内の「団体契約・団体会員について」をご覧ください。

※ 「①TOPページ」⇒「②新規団体登録について」より閲覧できます。

 消防交流広場

ログイン 新規個人会員お申し込み **新規団体お申し込み**  ① ご利用ガイド お問い合わせ

交流掲示板

事例研究

消防関連Q&A

設備士試験対策

法令・通知・報告書

広場からのお知らせ

月刊フェスク・様式ダウンロード

ホーム / 新規団体登録 / Step1. 利用規約への同意

新規団体登録

Step1. 利用規約への同意

Step2. 団体情報のご入力

Step3. ご入力内容の確認

Step4. 団体仮登録完了

Step5. 本登録完了

新規団体登録について

団体会員をとりまとめる団体契約者のご登録をお願いします。このページより登録を行ってください。

企業・団体・法人など一括して会員登録をご検討なさっている方は、団体会員登録をお勧めします。
団体会員として一括でお申込み頂くと**団体割引**が適用され、会員一人当たりの年会費が割引されます。割引については会員規約第7条（利用料金）をご覧ください。

団体契約・団体会員についての工程は別紙「団体契約・団体会員について」にて詳しく説明させていただいております。

ダウンロード  **別紙 団体契約・団体会員について**  ②

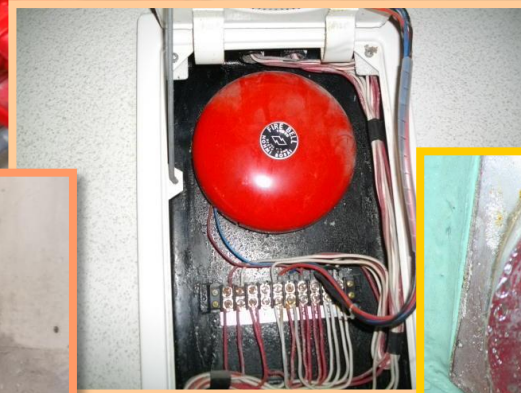
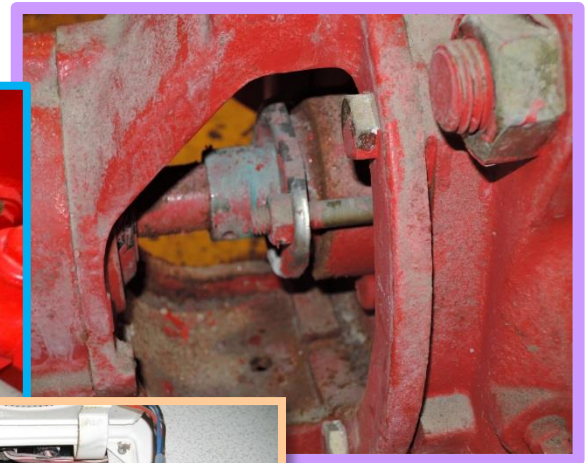
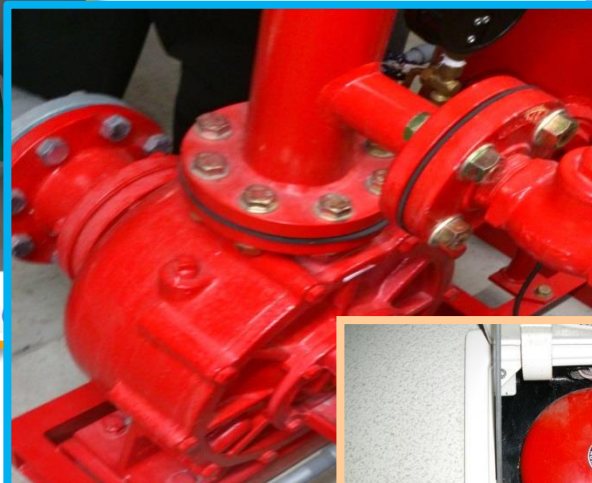
お問い合わせ窓口
一般財団法人日本消防設備安全センター
企画研究部 佐藤

電話 03-3501-7910
E-mail kikaku119@fesc.or.jp

皆様のご入会を心よりお待ちしております。

消防用設備等

Ⅱ 経年劣化等に対応した 点検方法等の検討

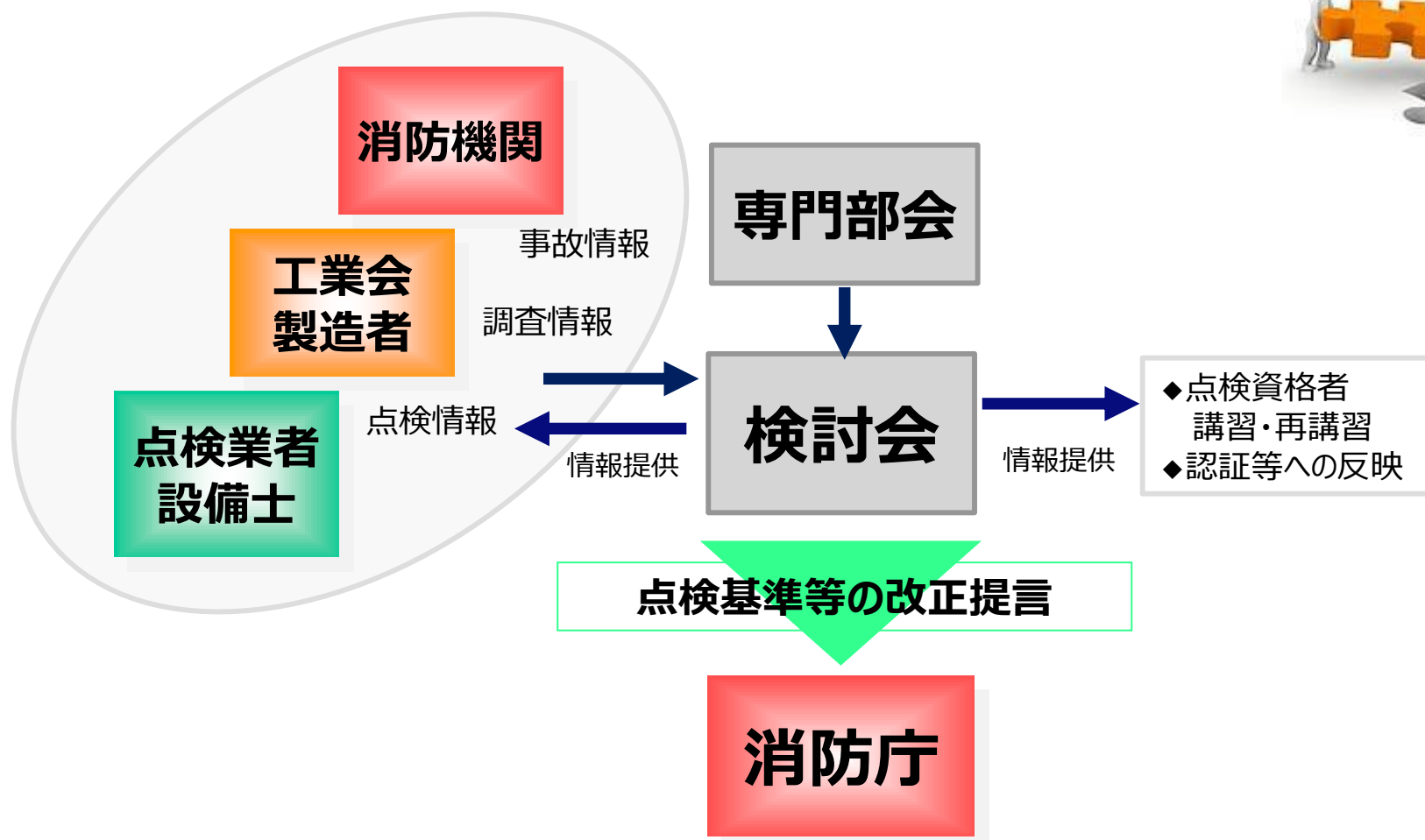




消防用設備等

経年劣化等に対応した点検方法等検討会の概要

検討会のイメージ図は



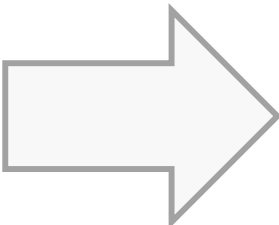
**【検討事例 1】**

事故発生日：平成22年 9 月

製品名等：移動式粉末消火設備の**容器弁の不具合**

事故発生都道府県：新潟県

検討内容：移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事案が発生した。
点検基準には、容器弁の開放が容易にできることを確認する点検項目がなく実施していなかった。



平成 2 8 年 2 月 26 日消防庁告示 8 号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を**一部改正**

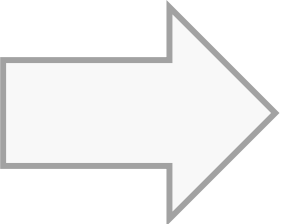
平成 28 年 3 月 31 日消防予第 104 号「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」予防課長通知

**【事例 2】**

検討資料：救助袋帆布（試料63体）の引張強さ試験データ

対象製品：設置後一定期間経過している救助袋

検討内容：避難器具の告示基準(昭和57年6月1日)施行前の救助袋について引張強さ試験を実施したところ、経年劣化により 70%に強度不足が判明した。救助袋の利用者が降下中に本体布が破損する可能性が高いことなど適切な維持管理が望まれる。



平成28年3月31日消防予第99号予防課長通知
「避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について」

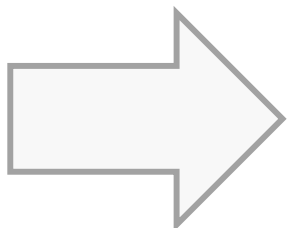
平成28年5月17日文部科学省大臣官房文教施設
企画部施設企画課長事務連絡「学校施設における避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について（周知）」

**【事例 3】**

検討資料：誘導灯の各部品についての経年劣化調査データ

対象製品：旧型誘導灯(3:1)及び高輝度誘導灯(1:1)

検討内容：旧型誘導灯の 表示面の変色・黄変などによる輝度劣化への確認・判定方法として色見本の導入。高輝度誘導灯の自動点検機能による点検の合理化。一定期間経過した誘導灯は、内部部品・プリント基板の絶縁劣化を確認するため絶縁抵抗測定を導入。これら点検基準の改正を申し入れる。



消防庁予防課において検討中

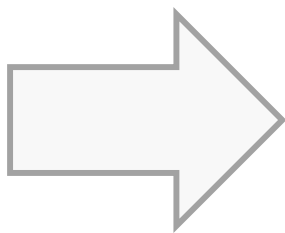
**【事例 4】**

検討資料：一般社団法人日本消火装置工業会は、泡消火設備の経年劣化対策としてサンプリング検査に着目し、これまでにメーカーにおいて検査されたデータを集計・分析した。

対象製品：泡消火設備及び泡消火薬剤

検討内容：泡消火薬剤の物性値から製造後10年を境として性能劣化することが確認された。
泡放射試験と同等の効果が認められるサンプリング検査を負担の大きい泡放射試験と選択できるようにすべきとの意見が提案された。

消防庁予防課において検討中





消防用設備等に関して、今後、予定される 経年劣化等に対応した点検方法等検討会

(1) 消火設備に関する専門部会について

■ 日本内燃力発電設備協会との連携

→ **自家発電設備**の経年劣化調査結果報告書（5年間）

→ 総合点検の負荷運転に代わる分解点検等、燃料タンクの内部点検の追加について **検討中**

(2) 消火設備に関する専門部会について

■ 日本消火装置工業会との連携

→ **加圧送水装置**の火災事例、破損事例について情報収集した調査結果

→ 防災製品PLセンター及び認定機関として経年劣化について **検討中**



etc.

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター

企画研究部 平井・安野

東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館7階

電話 03-3501-7910

Ⅲ 通路型緩衝帯のシステム評価



$$Z_{\text{escape}} = \left[\frac{2}{5} \cdot \frac{\alpha^{1/3}}{\rho_s A_{\text{buffer}}} \cdot 0.076 t_{\text{escape}}^{5/3} + \frac{1}{H_{\text{buffer}}^{2/3}} \right]^{-3/2}$$





消防長又は消防署長

① 事前相談

② 指導事項

(※令32申請) (※令32承認)

⑨

⑩

緩衝帯で接続される防火対象物の関係者

③

・消防設備システム評価申請書
・緩衝帯に関する添付図書

⑧

評価の結果

日本消防設備安全センター

④

審議を付議

⑦

審議の結果

消防設備システム評価委員会

・学識経験者 ・行政機関の職員

⑤

専門的検討を付議

⑥

検討の結果

消防設備システム評価専門委員会

・学識経験者

・所轄消防機関の職員

・行政機関の職員

・緩衝帯について専門的な知識経験を有する者



緩衝帯に関する申請書に添付する図書

消防設備システム評価規程の定めにより緩衝帯に関する次の事項を記載する

- 1 接続される両側の防火対象物の概要
- 2 火災の相互影響を防止する性能
- 3 設置方法を示す平面図、断面図および設備図等
- 4 緩衝帯と両側の防火対象物との管理区分及び連絡体制
- 5 その他

放射熱流束、煙層の高さ、開口面積、煙曝露量等といった様々な観点からリスクを分析

緩衝帯を含む接続部の評価事例

→ 横浜市営地下鉄の駅舎と防火対象物の接続部を2件評価

大規模防火対象物の接続部の審査にお困りになりましたら、お声かけ下さい。

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター

技術部 評価担当 山本・佐藤

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

日本消防会館9階

電話 03-3501-7913

FAX 03-3501-7903

IV. 消防防災研究助成金交付事業



消防防災研究助成金交付事業

■ 目的

消防防災用設備等の研究、開発、普及のための事業に対し助成金を交付

■ 助成金事業の対象

● テーマ設定型

- ① 住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの
- ② 消防用設備等に係る点検技術の開発に関するもの

● テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる機器で実用化できるもの

■ 研究期間

1年から3年

消防防災研究助成金交付事業

■ 応募から交付まで

応募要領の公表



応募



審査委員会



交付決定



研究報告

… ホームページ・消防交流広場・月刊フェスクに公表（3月号）

… 申請書類を提出（4月頃）

… 書類審査及びプレゼンテーション（5月頃）

… 決定及び助成額の通知、助成金振込（5～6月頃）

… 報告書の提出（年度末）

消防防災研究助成金交付事業

■ 平成28年度の交付事業



一般住宅に於ける火災予防
「自動消火システム」の開発



エアロゾル消火装置の消火性能
と適用用途に関する研究



消火器使用法訓練装置
(システム)の研究開発



地下式消火栓と互換性のある
堅牢な装着具の開発研究

終



今後も、安全センターの取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。